

2019年3月1日

国民民主党

代表 玉木 雄一郎 様

憲法・平和・教育を守る

全国母と女性教職員の



## 要 請 書

日ごろより国政において、ご尽力いただいていることに感謝申し上げます。

「母と女性教職員の会」は、子どもたちの幸せを基盤とした平和で民主的な社会の実現をめざし、母親と女性教職員が手をむすび、全国各地の市町村、都道府県で運動を続け、今年度で65年を迎えました。「わが子、教え子を再び戦場に送るな」をスローガンに掲げ、平和・人権・子どもに関わる課題として、基地や原発の問題、女性差別撤廃、教育予算拡充、学校給食の実現など、これまでに多くの課題にとりくんできました。

「子どもたちを守りましょう」「お母さんの体を守りましょう」「憲法を変えさせないようにしましょう」を合言葉にとりくみ続けてきましたが、安倍政権の下、憲法「改正」論議がすすめられています。平和な社会、私たちの願いが損なわれるのではないかと危惧しています。私たちは、昨年8月に全国集会を開催し、“子どもたちに平和な未来を”をテーマに、教育や平和などに関する様々な課題について話し合い、行動していくことを確認しました。

つきましては、この間の運動や全国集会での議論もふまえ、別紙のとおり要請事項をまとめましたので、その実現にむけて国政の場でご尽力いただくようお願い申し上げます。

## 記

1. 文部科学省関係事項について
2. 厚生労働省関係事項について
3. 防衛省関係事項について
4. 内閣府関係事項について

## 文部科学省関係事項

「わが子、教え子をふたたび戦場に送るな」のスローガンのもと、1954年、全国婦人教員研究協議会で「全国のお母さん、手をつないで立ち上がりましょう」というアピールが採択されました。以来、「母と女性教職員の会」は全国各地で連帯活動をすすめています。

この運動は、日本の母親運動の先がけであり、子どもや教育の問題を中心としながら、平和と民主主義、人間の生命を守るための中心的な役割を果たしてきました。戦後の混乱期には、弁当を持ってこられない子どもたちへの学校給食の実施、学用品のない子どもたちへの配布、長期欠席の子どもたちに対する生活保護法による保障など、その時代の母親や子どもたちの要求実現をはかりながら発展させてきました。各地では課題別の分科会や集会を開くとともに、これまでに、40人学級の早期実現や、教育費の保護者負担軽減、家庭科の男女共学、教育予算拡充、基地や原発の問題など自治体要請をはじめ多くのとりくみをしてきています。

憲法「改正」にむけ、論議がすすめられる情勢ではありますが、憲法・平和・教育を守る母と女性教職員の会の運動の原点に立ち、子どもたちのゆたかな教育の実現のため、下記のことを求めます。

### 記

1. 教員の負担軽減および代替教員不足の観点から、教員免許更新制については、早期廃止を含めた見直しを行うこと。
2. 全国学力・学習状況調査、体力テストなどの点数にとらわれた教育をすすめるのではなく、意欲や主体的な学びを重視する教育のための環境整備と教育条件整備に努めること。
3. 障害、性的指向・性自認、性、民族などによって、子どもたちが差別的扱いをされないインクルーシブな学校環境の整備に努めること。また、外国につながる子どもの人権を保障する観点から、母語や母文化を尊重するとともに、日本語教室などの支援制度の充実をはかること。
4. 学校給食食材に安心できる国内産を推奨すること。また、給食費の全額無償化をすすめるようすべての自治体に促すこと。
5. 暴力を排除し、適切な人間関係を構築する観点から、デートDV防止教育等の充実をはかること。また、性にかかわって、リプロダクティブヘルス/ライツの知識の普及、望まない妊娠や性感染症に関する適切な予防行動も含む包括的な教育を内閣府・厚生省と連携し、すすめること。
6. 学校および教育機関の統廃合に際しては、地域の実情を地域で十分に話し合うことが必要であり、国や自治体が一方的に決めることのないようにすること。
7. 学校における働き方改革は、文科省がリーダーシップをとってすすめること。

以上

## 厚生労働省関係事項

「わが子、教え子をふたたび戦場に送るな」のスローガンのもと、1954年、全国婦人教員研究協議会で「全国のお母さん、手をつないで立ち上がりましょう」というアピールが採択されました。以来、「母と女性教職員の会」は全国各地で連帯活動をすすめています。

この運動は、日本の母親運動の先がけであり、子どもや教育の問題を中心としながら、平和と民主主義、人間の生命を守るための中心的な役割を果たしてきました。戦後の混乱期には、弁当を持ってこられない子どもたちへの学校給食の実施、学用品のない子どもたちへの配布、長期欠席の子どもたちに対する生活保護法による保障など、その時代の母親や子どもたちの要求実現をはかりながら発展させてきました。各地では課題別の分科会や集会を開くとともに、これまでに、40人学級の早期実現や、教育費の保護者負担軽減、家庭科の男女共修、教育予算拡充、基地や原発の問題など自治体要請をはじめ多くのとりくみをしてきています。

憲法「改正」にむけ、論議がすすめられる情勢ではありますが、憲法・平和・教育を守る母と女性教職員の会の運動の原点に立ち、子どもたちのゆたかな教育の実現のため、下記のことを求めます。

### 記

1. 「女性活躍推進法」の周知をはかるとともに女性が継続して働くことが可能となるよう短時間勤務の活用促進や待機児童問題の解消など、具体策を講じること。また、保育士不足による保育の質の低下を招かないよう、保育士の待遇改善等にとりくむこと。
2. 育児・介護休業法の改正により、妊娠・出産・育児休業等にかかわるハラスメントの防止措置が義務化されたことから、周知に努めること。また、パワー・ハラスメントをはじめ、あらゆるハラスメントの防止措置を法的に位置づけること。
3. 少子化が深刻な社会問題となるなか安心して、妊娠から出産、子育てができるよう、妊娠者や子どもに配慮したサポートを充実させること。
4. 子どもの居場所となっている放課後児童クラブおよび民間やNPO法人が運営する施設などに対して、財政的な支援を行うこと。
5. 学校における集団フッ素洗口・塗布については、個人や家庭で考え方が異なることから学校において実施しないこと。
6. 暴力を排除し、適切な人間関係を構築する観点から、デートDV防止教育等の充実をはかること。また、性にかかわって、リプロダクティブヘルス/ライツの知識の普及、望まない妊娠や性感染症に関する適切な予防行動も含む包括的な教育を文科省・内閣府と連携し、すすめること。

以上

## 防衛省関係事項

「わが子、教え子をふたたび戦場に送るな」というスローガンのもと、1954年、全国婦人教員研究協議会において「日本のお母さんに訴える」というアピールが採択されました。「子ども・お母さん・憲法」を柱としたこのアピールを契機に、全国各地で母と女性教職員が手をつなぎ、幅広い連帯活動をすすめています。

この運動は、日本の母親運動の先駆けであり、子どもや教育の問題を中心としながら、平和と民主主義、人間の生命を守るための中心的な役割を果たしてきました。戦後の混乱期には、弁当を持ってこられない子どもたちへの学校給食の実施、学用品のない子どもたちへの配布、長期欠席の子どもたちに対する生活保護法による保障など、その時代の母親や子どもたちの要求実現をはかりながら発展させてきました。各地では課題別の分科会や集会を開くとともに、これまでに、40人学級の早期実現や、教育費の保護者負担軽減、家庭科の男女共修、教育予算拡充、基地や原発の問題など自治体要請をはじめ多くのとりくみをしてきています。

憲法「改正」にむけ、議論がすすめられる情勢ではありますが、憲法・平和・教育を守る母と女性教職員の会の運動の原点に立ち、子どもたちのゆたかな教育の実現のため、下記のことを求めます。

### 記

1. 沖縄をはじめ米軍基地を抱える自治体では、不平等な「日米地位協定」により、騒音や環境汚染、ヘリの墜落など、子ども・住民の生命を脅かす深刻な問題を抱えていることから、在日米軍基地の縮小・返還をすすめること。
2. オスプレイは重大事故が多発していることから自衛隊への配備をしないこと。現状においては訓練によって、子ども・住人の生命が脅かされることが懸念されることから、全国での在日米軍による低空飛行訓練を禁止すること。
3. 電磁波による健康被害や、標的となる危険性等が指摘されているイージス・アショア配備計画は撤回すること。
4. 新防衛大綱において護衛艦「いずも」の敵地攻撃能力の保有が示されたことは、従来からの「専守防衛」という安保上の大原則を逸脱しかねない。導入の是非に関して十分に議論を尽くすこと。

以上

## 内閣府関係事項

「わが子、教え子をふたたび戦場に送るな」のスローガンのもと、1954年、全国婦人教員研究協議会で「全国のお母さん、手をつないで立ち上がりましょう」というアピールが採択されました。以来、「母と女性教職員の会」は全国各地で連帯活動をすすめています。

この運動は、日本の母親運動の先がけであり、子どもや教育の問題を中心としながら、平和と民主主義、人間の生命を守るための中心的な役割を果たしてきました。戦後の混乱期には、弁当を持ってこられない子どもたちへの学校給食の実施、学用品のない子どもたちへの配布、長期欠席の子どもたちに対する生活保護法による保障など、その時代の母親や子どもたちの要求実現をはかりながら発展させてきました。各地では課題別の分科会や集会を開くとともに、これまでに、40人学級の早期実現や、教育費の保護者負担軽減、家庭科の男女共修、教育予算拡充、基地や原発の問題など自治体要請をはじめ多くのとりくみをしてきています。

憲法「改正」にむけ、論議がすすめられる情勢ではありますが、憲法・平和・教育を守る母と女性教職員の会の運動の原点に立ち、子どもたちのゆたかな教育の実現のため、下記のことを求めます。

### 記

1. 性別役割分担意識を払しょくし、一人ひとりの個性と能力が発揮できる社会の実現にむけ、学校教育・社会教育において、ジェンダーにとらわれない労働観・職業観を育てる教育を推進すること。
2. 5月に成立した「政治分野における男女共同参画推進法」の趣旨をふまえ、女性議員を増やすことにつながるよう実態の調査、啓発活動、環境整備等の施策を講じること。
3. 経済格差が子どもの教育格差につながらないよう、「子どもの貧困対策推進法」にもとづき実効ある施策を推進すること。また、そのための予算を確保・増額すること。
4. 暴力を排除し、適切な人間関係を構築する観点から、デートDV防止教育等の充実をはかること。また、性にかかわって、リプロダクティブヘルス/ライツの知識の普及、望まない妊娠や性感染症に関する適切な予防行動も含む包括的な教育を文科省・厚労省と連携し、すすめること。

以上